

# 令和5年定例第1回市議会会議録(第4日)

令和5年3月16日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

## 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	10番	荒卷	隆伸
2番	森	弘子	11番	瀬口	健
4番	奥菌	由美子	12番	壇	康夫
5番	吉原	政宏	13番	中尾	眞智子
6番	末吉	達二郎	14番	中島	一博
7番	古賀	義教	15番	宮本	五市
8番	前原	武美	16番	牛嶋	利三
9番	上津原	博			

## 2. 不応招議員は次のとおりである。

3番	村上	義徳
----	----	----

## 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

## 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋晋治	係長	宋由美子
参与	田中裕樹	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	総務課長	平川貞雄
副市長	三重野直美	企画振興課長	木村勝幸
教育長	待鳥博人	財政課長	大坪康春
監査委員	平井常雄	健康づくり課長	田中聡美
総務部長	西山俊英	福祉課長兼福祉事務所副所長	末吉建
保健福祉部長兼福祉事務所長	盛田勝徳	環境衛生課長	宮崎眞一
市民部長兼市民課長	松尾和久	農林水産課長	坂本生治
環境経済部長	坂田良二	商工観光課長	猿本邦博
建設都市部長	松尾武喜	建設課長	城戸邦宏
教育部長	藤吉裕治	上下水道課長	甲斐田裕士

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 みやま市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- (2) 議案第2号 みやま市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- (3) 議案第3号 個人情報保護制度の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (4) 議案第4号 みやま市長の給与の特例に関する条例の制定について
- (5) 議案第5号 みやま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- (6) 議案第6号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

- (7) 議案第7号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第8号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (9) 議案第9号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第10号 みやま市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第11号 みやま市立学校施設設備利用条例及びみやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第12号 みやま市歴史資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第13号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第14号 みやま市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (15) 議案第15号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (16) 議案第16号 みやま市高田多目的研修所条例を廃止する条例の制定について
- (17) 議案第17号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- (18) 議案第18号 みやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (19) 議案第21号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (20) 議案第22号 みやま市道路線の廃止について
- (21) 議案第23号 みやま市道路線の認定について
- (22) 議案第29号 令和5年度みやま市一般会計予算
- (23) 議案第30号 令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (24) 議案第31号 令和5年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (25) 議案第32号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計予算

- (26) 議案第33号 令和5年度みやま市用地特別会計予算
- (27) 議案第34号 令和5年度みやま市水道事業会計予算
- (28) 議案第35号 令和5年度みやま市下水道事業会計予算
- (29) 請願第1号 ワンヘルスの推進に関する請願
- (30) 請願第2号 ワンヘルスの推進に関する請願
- (31) 請願第3号 ワンヘルスの推進に関する請願
- (32) 請願第4号 ワンヘルスの推進に関する請願
- (33) 発議第1号 みやま市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- (34) 閉会中の継続調査の申出について

---

午前9時37分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、3番村上義徳君におかれましては、本日、欠席届が提出をされておりますので、これを許可しております。皆さん方には御承知おきをお願いしておきたいと思っております。

日程第1 議案第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第1．議案第1号 みやま市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第1号 みやま市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月9日、西山総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、国のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人

情報保護法が改正されたことに伴い、令和5年4月より個人情報保護制度が国の法律の下、一元化されることから、法律上、条例で定める必要がある事項、また、地方公共団体の実情に合わせ条例で定めることができる事項について取りまとめた法施行条例を制定するものです。

条例の主な内容は、第1条及び第2条は、条例の趣旨や用語の定義を、第3条で、法による要配慮個人情報以外に条例において定める要配慮個人情報を規定。第4条において、保有個人情報の開示請求に係る手数料について、第5条から第8条にかけては、開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る決定、期限延長等について規定。第9条では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合についてのみやま市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について、第10条では、制度の運用状況について、市独自でも公表を行うことを定めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第1号 みやま市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

## 日程第2 議案第2号

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 議案第2号 みやま市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

### ○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第2号 みやま市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月9日、西山総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本市の個人情報保護条例を廃止することから、当該条例を設置根拠としていたみやま市情報公開・個人情報保護審査会の新たな設置根拠として、条例を制定するものです。

当審査会については、本市の情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、情報公開の開示決定及び保有個人情報の開示決定に対する審査請求が行われた際の諮問機関として設置されていますが、国全体の個人情報保護制度の改正により、個人情報保護条例を廃止することとなったこと、また、別に設置しているみやま市情報公開・個人情報保護審議会の所掌事務の大半ができなくなることから、審議会の役割を当審査会に統合し、新たな体制の下、審査会を設置するものです。

条例の主な内容は、第1条及び第2条は、条例の趣旨や所掌事務について定めています。

所掌事務については、従来からの情報公開及び保有個人情報の開示決定等に係る審査請求の調査審議のほか、議案第1号にもあった個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことについての諮問、また、情報公開制度の運用に関する調査審議などを所掌としています。

次に、第3条では組織の構成人数を、第4条から第7条までは、委員の委嘱要件や任期、利益相反の対応、秘密保持、会長及び会議の成立、会議の非公開について規定しています。

次の第8条からは、審査会の調査権限、意見の陳述など調査審議についての手続を規定し

ています。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第2号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号 みやま市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

### 日程第3 議案第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3．議案第3号 個人情報保護制度の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長お願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務委員長報告をいたします。

議案第3号 個人情報保護制度の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月9日、西山総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う制度変更により、関係する条例について規定を整理する必要があるため、条例を改正するものです。

改正の主な内容については、まず、第1条のみやま市情報公開条例について、国の情報公開法及び個人情報保護法の用語に合わせ、従来より「公文書」としていた文言を「行政文書」に改めることや、条例の規定についての整理、また、議案第2号のみやま市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に伴う条例中の審査会に関する規定の削除等を行っています。

次に、第2条及び第3条については、先ほどのみやま市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定により審査会に統合されるみやま市情報公開・個人情報保護審議会について、附属機関及び非常勤特別職報酬からの削除を行っています。

第4条及び第5条については、制度改正に伴う引用規定を改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長の報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第3号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号 個人情報保護制度の改正に伴う関係条例の



整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第4 議案第4号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 議案第4号 みやま市長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

##### ○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第4号 みやま市長の給与の特例に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月9日、西山総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、職員による不祥事が続く事態を重く受け止め、自らを戒め律するため、令和5年4月1日から同年6月30日までの3か月間、市長の給与月額を20%減額する条例を制定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

##### ○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号 みやま市長の給与の特例に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第5 議案第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5. 議案第5号 みやま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第5号 みやま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月9日、西山総務部長、木村企画振興課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法の規定に基づき、本市における条例等に基づく行政手続等について、書面に加えて情報通信技術を活用したオンラインによる手続を可能とするため、新たに条例を制定するものです。

国は、デジタル社会の実現に向け、同法により、法令で行政手続等を書面で行うことが定められている場合にあっても、個別の法令を改正することなく、情報通信技術を活用したオンラインによる手続を可能とすることを定めています。

同様に、本市においても、法令の適用を受けない、条例等に基づいて書面により行うこととされている行政手続等について、オンラインによる手続を可能とするため、市の業務全般にわたる通則的な条例を整備するものです。

条例の主な内容は、第1条で制定の目的、第2条で条例に使用する用語の定義、第3条及び第4条では、オンラインによる申請、処分通知に係る手続について、第5条及び第6条については、データ等の電磁的記録による縦覧や作成、保存に関して規定しています。第7条

からはこの条例の適用除外になるものや、添付書面の省略について、また、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表について定めています。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第5号 みやま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### **日程第6 議案第6号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第6．議案第6号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長お願いします。

**○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）**

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第6号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月9日、西山総務部長、木村企画振興課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の規定により、本市が独自に個人番号を用いて手続を行う事務として、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を新たに追加するとともに、本市で異なる機関に特定個人情報の提供を求めることができる事務として、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務等を追加するため、条例の一部を改正するものです。

国では、生活保護における医療扶助のオンライン資格確認や、公金受取口座を活用した公的給付の支給等が進められていますが、外国人の生活保護においてマイナンバーを利用する場合は、独自利用のための条例を定める必要があるため、所要の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第7 議案第7号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 議案第7号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

##### ○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第7号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月9日、松藤行政委員会事務局長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、選挙運動用の自動車の使用及びポスターの作成については、従来から公費負担の対象となっていました。近隣自治体における状況も踏まえ、誰もが立候補しやすい環境を整え、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、公費負担の対象に選挙運動用ビラの作成に係る費用を新たに加えるものです。

公費負担の内容については、ビラ1枚当たりの上限が7円73銭、頒布枚数の上限は、市議会議員選挙では4,000枚、市長選挙では1万6,000枚となっています。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

##### ○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第7号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第7号 みやま市議会議員及びみやま市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第8 議案第8号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第8. 議案第8号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

**○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）**

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第8号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月9日、西山総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、地方税共通納税システムを利用した電子納付の拡大や、コンビニ収納サービスの利便性の向上の観点から、令和5年度より本市の市税及び使用料等に係る督促手数料の徴収を廃止するため、条例を改正するものです。

現在、本市では、市県民税をはじめとする市税や使用料等について、納期限を過ぎても納

付されない場合、納期限から20日以内に督促状が発送され、1か月を過ぎると100円の督促手数料が徴収されています。

この督促手数料について、税制改正により、令和5年度から地方税共通納税システム及びQRコードを利用したキャッシュレス納付等の電子納付手続の拡大措置が講じられます。

これにより、指定金融機関以外での金融機関での納税、納付も可能となる上、納期限を過ぎた納付書でも受付可能となるため、督促手数料を徴収することができない場合が発生することとなります。

また、平成27年度から実施しているコンビニ納付サービスについて、納期限を過ぎて督促手数料が発生した場合は、コンビニ店舗における当初の納付書での支払いが不可能となるため、市が再度発行した督促手数料込みの納付書を使用しなければならず、納税、納付される皆様がスムーズに支払いをできない状況があります。

こういった電子納付などの納付手段の拡大や、コンビニ及び金融機関といった収納窓口の負担軽減、また、納税者、納付者の利便性の向上の観点から、今回の税制改正を機に、督促手数料の徴収を廃止するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。11番瀬口健君。

**○11番（瀬口 健君）**

この件について、徴収率の低下を招かんかというようなことが委員会の中で議論はあったのでしょうか、どうでしょうか。

**○議長（牛嶋利三君）**

吉原総務常任委員会委員長。

**○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）**

ただいまの瀬口議員の質問にお答えします。

徴収率に関しての委員会での質疑はございませんでした。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

11番瀬口健君。

○11番（瀬口 健君）

そういう意見がなかったのは残念でございますが、すんなりいったというようなお話でしようけどですね。要するに、こういうことの費用と成果、そういうふうなことについても委員会の中では意見が出なかったかどうか、お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

低下という意見は出ませんでした。現状、何件あって金額が幾らかという御意見は出たところでございます。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑は終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第9 議案第9号

○議長（牛嶋利三君）



日程第9．議案第9号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

**○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）**

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第9号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月9日、松尾市民部長、河野税務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、本市における国民健康保険の給付費等により福岡県が算定した令和5年度の国民健康保険事業費納付金・標準保険料率本算定結果通知に基づき、国民健康保険税の必要額を課するための税額の算定にかかる税率などを改正するものです。

国民健康保険税の医療給付費分については、所得割額の率を7.77%から7.86%に、被保険者均等割額を28,190円から29,012円に、世帯別平等割額を28,699円から29,674円に改めています。

次に、後期高齢者支援金分については、所得割額の率を2.52%から2.78%に、被保険者均等割額を8,877円から9,978円に、世帯別平等割額を9,037円から10,206円に改めています。

最後に、介護納付金分については、所得割額の率を2.21%から2.26%に、被保険者均等割額を9,980円から10,345円に、世帯別平等割額を7,784円から8,065円に改めるものです。

また、こうした算定基礎額の改正に伴い、低所得者に対する税の減額等についても同様に改めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、これより討論を行ってまいります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第9号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第10 議案第10号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第10号 みやま市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

改めまして、おはようございます。産業建設常任委員長報告を申し上げます。

議案第10号 みやま市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月8日に、坂田環境経済部長、猿本商工観光課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第6条に規定する同意基本計画の計画期間延長に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、令和5年3月31日までを期限とする現行基本計画の計画期間が延長されることに伴い、固定資産税を課税免除する対象施設の設置期限について、これまでの「令和5

年3月31日まで」から、「同意基本計画の計画期間内まで」と改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第10号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号 みやま市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第11 議案第11号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第11号 みやま市立学校施設設備利用条例及びみやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。奥菌文教厚生常任委員会委員長お願いします。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

改めまして、おはようございます。文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第11号 みやま市立学校施設設備利用条例及びみやま市学校跡地体育施設の設置及び

管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日に藤吉教育部長、堤教育総務課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、高田小学校の開校に伴い、岩田小学校、二川小学校、江浦小学校及び開小学校が閉校となることから、利用に供する学校施設及び学校跡地施設に関する条例を改正するものです。

まず、第1条の改正では、学校施設の別表に掲げる夜間照明設備から閉校となる4校の運動場の項目を削除し、新たに開校する高田小学校運動場を追加し、次の第2条の改正では、閉校となる岩田小学校、江浦小学校、開小学校の体育館及び運動場を学校跡地体育施設に加え、併せて夜間照明設備使用料を規定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第11号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第11号 みやま市立学校施設設備利用条例及びみやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、

委員長報告のとおり原案可決をされました。

## 日程第12 議案第12号

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第12号 みやま市歴史資料館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。奥菌文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

### ○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

議案第12号 みやま市歴史資料館条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日に藤吉教育部長、山田社会教育課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、令和5年4月に博物館法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例を改正するものです。

現在、本市の歴史資料館の設置については、博物館法の規定に基づき条例に定められていますが、同法の一部改正により、公立博物館の設置に関する条項が削除されることから、改めて地方自治法の規定により設置するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

### ○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第12号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号 みやま市歴史資料館条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

### 日程第13 議案第13号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第13号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。奥菌文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

議案第13号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日に盛田保健福祉部長、中村子ども子育て課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正及びこども家庭庁設置法の施行による法改正に伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、放課後児童健全育成事業所等の設備及び運営に関する安全計画の策定等の義務化や、昨年9月に発生した認定こども園の送迎用バスの園児置き去り事故を受け、バス送迎に当たっての安全管理を徹底する規定の新設、また、施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のために必要な措置の明確化などの規定を整備するものです。

あわせて、親権者の子に対する懲戒権の規定を削除する民法の改正や、こども家庭庁設置による子ども・子育て支援法の改正により関係する条例中の規定を改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第13号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第14 議案第14号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第14号 みやま市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。奥菌文教厚生常任委員会委員長お願いします。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

議案第14号 みやま市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日に盛田保健福祉部長、田中健康づくり課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、障がい者施設等に入所した場合の特例の対象となる施設を追加する必要があることから、

条例を改正するものです。

追加する施設は、老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法第8条第11項に規定する介護保険特定施設及び同条第25項に規定する介護保険施設であります。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第14号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号 みやま市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第15 議案第15号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第15号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。奥菌文教厚生常任委員会委員長お願いします。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

議案第15号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生



常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月13日に盛田保健福祉部長、田中健康づくり課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の額を変更するため、条例を改正するものです。

国民健康保険の被保険者が出産した際の出産育児一時金は、出産児1人につき408千円に産科医療補償制度掛金相当分12千円を加算し、総額420千円を限度に支給されています。

国の社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の支給額を全国一律で500千円に引き上げるべきとの意見を踏まえた健康保険法施行令の改正により、増額する80千円を出産育児一時金本体の額408千円に加え、488千円とするものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第15号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第15号 みやま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は10時40分から再開したいと思います。

午前10時30分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続きまして、会議を再開してまいりたいと思います。

日程第16 議案第16号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第16号 みやま市高田多目的研修所条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

産業建設常任委員長報告をいたします。

議案第16号 みやま市高田多目的研修所条例を廃止する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、施設の老朽化が進むとともに、周辺にほかの施設が整備されたことにより、利用者が極端に少なくなったことから、公共用財産として活用を図るため、教育委員会へ移管し、文化財を保管、管理するための施設として用途変更するため、条例を廃止するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。11番瀬口健君。

○11番（瀬口 健君）

文化財の保管場所ということで条例が制定されるわけですけど、廃止して、また条例をつくられるわけですが、この文化財の件は以前からいろいろあちこちに持っていくということで話を聞いてきておったわけですけど、今回この多目的研修所に文化財を入れるということで、この文化財はどこからの分をここに保管するとか、それから、何でほかのところにはばら置かずに一堂に入れるようなところをつくらんのかとか、委員会の中ではそういう話が出ましたですかね。

○議長（牛嶋利三君）

中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

委員会のほうで話は出ておりませんが、先ほど言いましたように、教育委員会へ移管しますので、済んだ後、教育委員会のほうに聞いてください。

○議長（牛嶋利三君）

11番瀬口健君。

○11番（瀬口 健君）

どこから持ってくるかとかも、そういう話も全然なかったですか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

○議長（牛嶋利三君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行ってまいります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。

議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号 みやま市高田多目的研修所条例を廃止する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第17 議案第17号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第17号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と

いたします。

本件は、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

**○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）**

産業建設常任委員長報告をします。

議案第17号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、福岡県から公園施設の引渡しを受けた楠田川親水公園について、市の公園として追加するため条例を改正するものです。

本公園は、福岡県が楠田川改修工事に伴い、ワークショップを開催し、地元の意見を聞きながら、ニコニコのり九州工場北側の楠田川沿いに整備を進めてきたもので、このたび完成し、公園施設の引渡しを受けたものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第17号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第17号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の

制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第18 議案第18号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議案第18号 みやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長お願いします。

##### ○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

産業建設常任委員長報告をいたします。

議案第18号 みやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、みやま市定住促進住宅山川団地の共益費の徴収について、規定の不備を修正するため、条例を改正するものです。

定住促進住宅山川団地の共益費について、条例において消費税抜き額を規定しているものが消費税非課税科目であったことから、規定の不備について正しく規定し直すものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

##### ○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号 みやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第19 議案第21号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 議案第21号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

本件は、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

産業建設常任委員長報告をいたします。

議案第21号 工事請負契約の変更契約の締結について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、令和4年定例第3回市議会にて可決した道路災害復旧工事につきまして、当該工事請負契約に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものです。

変更契約の内容としましては、鋼管杭工の打ち込み工法を変更する必要が生じたため、請負金額を15,364,800円増額し、158,747,600円とするものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第21号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号 工事請負契約の変更契約の締結につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第20 議案第22号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 議案第22号 みやま市道路線の廃止についてを議題といたします。

本件は、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

産業建設常任委員長報告をいたします。

議案第22号 みやま市道路線の廃止について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、道路法第10条第1項の規定により、市道路線の廃止をするものです。圃場整備に係る県営農村総合整備事業や開発行為に伴い、6つの市道路線を廃止するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第22号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号 みやま市道路線の廃止については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第21 議案第23号

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 議案第23号 みやま市道路線の認定についてを議題といたします。

本件は、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長をお願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

産業建設常任委員長報告をいたします。

議案第23号 みやま市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、道路法第8条第1項の規定により、市道路線の認定をするものです。県道湯辺田瀬高線（小田工区）道路改良事業に伴い、県道湯辺田瀬高線の一部を重複認定する1路線、県の砂防事業に伴う2路線、圃場整備に係る県営農村総合整備事業により造成された18路線及び開発行為により宅地造成され道路の帰属を受けた3路線の計24路線について、新たに市道路線として認定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第23号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号 みやま市道路線の認定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第22～第28 議案第29号～議案第35号

○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 議案第29号 令和5年度みやま市一般会計予算から日程第28. 議案第35号 令和5年度みやま市下水道事業会計予算までの7件を一括議題といたします。

本件につきましては、予算審査特別委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。宮本予算審査特別委員会委員長お願いします。

○予算審査特別委員長（宮本五市君）（登壇）

予算審査特別委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

本予算審査特別委員会に付託されました案件は、議案第29号 令和5年度みやま市一般会計予算から議案第35号 令和5年度みやま市下水道事業会計予算までの7件でございます。

審査の方法につきましては、議員全員で構成いたします全体の委員会と各常任委員会で構成いたします分科会を設置し、執行部の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の期日は、全体会議が2月28日、3月6日、7日、14日の4日間、分科会は3月8日、9日、13日の3日間開催し、全体会議ではみやま市の全会計予算についての審査を行い、分科会では、各常任委員会の所管に属する予算について審査を行いました。

まず、議案第29号 令和5年度みやま市一般会計の予算規模といたしましては19,973,000千円となっております。前年度と比較して910,000千円の減、率にしてマイナス4.4%で、新しい時代の潮流に沿った魅力あふれるまちを目指した予算となっております。

令和5年度予算のハード事業は、下庄雨水ポンプ場設備改修やため池浚渫事業のほか、新

たに先行排水推進事業を行うなど、前年度に引き続き、防災・減災対策予算に重点配分されています。また、保育所等整備、街路灯設置などの社会資本の整備を推進する予算となっております。

一方、ソフト事業では、ワンヘルスを生かしたまちづくりを推進するための各種事業や結婚新生活支援事業、子ども医療費の公費助成制度を拡充するほか、子育て世帯マイホーム取得補助や全児童・生徒への給食費助成など、安心して産み、育てられる子育て支援の充実と移住・定住促進に積極的に取り組む予算の配分となっております。

また、マイナンバーカードの普及促進、小・中学校ICT教育やスマート農業の推進、地域通貨「みやまんコイン」を活用した事業展開など、デジタル化の普及、促進をさらに進める予算となっております。

続いて、議案第30号から議案第33号までの4件の特別会計予算について申し上げます。

4つの特別会計合計の予算は、歳入歳出それぞれ11,270,550千円とし、前年度対比111,434千円の増で、率にして1.0%の増となっております。

続いて、議案第34号 令和5年度みやま市水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。収入の事業収益を528,308千円、支出の事業費用を497,910千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入を250,244千円、支出を660,524千円と見込んでおり、収支不足額の410,280千円については、損益勘定留保資金などで補填するものです。

続いて、議案第35号 令和5年度みやま市下水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。収入の事業収益を714,436千円、支出の事業費を699,436千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入を630,245千円、支出を755,592千円と見込んでおり、収支不足額の125,347千円については損益勘定留保資金などで補填するものです。

以上が令和5年度の予算の概要でございます。

それでは、予算審査特別委員会の審査の中で出されました指摘事項等について申し上げます。

まず、全体的事項については、一つ、予算執行に当たっては、引き続き最小の経費で最大

の効果が得られるよう努力すること。

一つ、予算編成に当たっては財務規則に従った執行を見据え、根拠を持って計上すること。

一つ、税の徴収については、徴収率の向上に努めること。

次に、一般会計について。

一つ、市民の利便性向上のため、新たな交通体系の導入を含め、コミュニティーバスの見直しを早急に行うこと。

一つ、移住・定住については、各種施策が有効に活用されるよう周知徹底し、さらなる定住化促進に努めること。

一つ、税の徴収に当たっては、アドバイザーのチェック機能を強化し、細心の注意を払うこと。

一つ、子ども医療費助成の18歳までの拡充については、定住・移住への促進につながるよう関係各課と連携し、また、10月開始に向け、市民への周知を図ること。

一つ、有害鳥獣駆除対策については、農作物被害の減少に向けた取組の強化を図ること。

一つ、農業農村整備事業については、地域と十分に協議しながら進めること。

一つ、厳しい不作となったノリ漁業者に対する支援に努めること。

一つ、道路・橋梁の維持・修繕については、長寿命化計画等に基づき適正な管理に努めること。

一つ、老朽化して危険な空き家については、老朽危険家屋等除去促進補助金を活用しながら、所有者と十分協議をして適正な処理を行うこと。

一つ、ワンヘルス教育推進事業については、児童・生徒のワンヘルスの理解が深まるよう進めること。

一つ、スクールバスの運行については、安全装置の設置と併せて児童の安全確保に努めること。

一つ、中学校の35人学級推進に当たっては、教員の確保に努め、併せて中途採用にも対応できるように規定を整備するなど、一層の少人数指導体制の推進を図ること。

一つ、MIYAMAX企画運営委員会補助金については、事業の目的や内容を精査し、規則等を整備して対応すること。

次に、介護保険事業特別会計について。

一つ、介護予防事業については、サービスの低下を招かないよう利用者に対する適正な事

業の確保に努めること。

次に、水道事業会計について。

一つ、老朽化した水道管の布設替えを計画的に進めること。

以上、各会計予算についての指摘事項等について申し上げましたが、これからの行政施策に反映されること及び予算の適正な執行を要請し、議案第29号から35号までの7議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算審査特別委員会の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、議案第29号 令和5年度みやま市一般会計予算についての討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第29号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第29号 令和5年度みやま市一般会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第30号 令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第30号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第30号 令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第31号 令和5年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第31号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第31号 令和5年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第32号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第32号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第32号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第33号 令和5年度みやま市用地特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第33号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第33号 令和5年度みやま市用地特別会計予算につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第34号 令和5年度みやま市水道事業会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第34号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第34号 令和5年度みやま市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第35号 令和5年度みやま市下水道事業会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第35号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第35号 令和5年度みやま市下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第29～第32 請願第1号～請願第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第29. 請願第1号 ワンヘルスの推進に関する請願から日程第32. 請願第4号 ワンヘルスの推進に関する請願までの4件を一括議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

請願第1号から請願第4号 ワンヘルスの推進に関する請願について、総務常任委員会における審査の経過と結果を一括して御報告いたします。

当委員会は、3月9日、西山総務部長、木村企画振興課長等の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨は、市議会と執行部が協力し、県によるワンヘルスセンターの整備について円滑に進むよう求めるもの及び本市においてワンヘルスの政策を進めるよう求めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、大学閉学後の大学跡地の取扱いについては、行政による市民への丁寧な説明及び今後の市議会に提出される予定の議案審議を経て決定するものであるとの意見を付した上で、ワンヘルスの政策については推進すべきであるとして全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

請願第1号から請願第4号に対する委員長の報告は採択であります。

請願第1号から請願第4号の4件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第1号から第4号までのワンヘルスの推進に関する請願は、委員長報告のとおり採択をされました。

### 日程第33 発議第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第33. 発議第1号 みやま市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めてまいります。5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）（登壇）

発議第1号 みやま市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は国の個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、これまで市議会の個人情報の保護に関する取扱いを「みやま市個人情報保護条例の例による」と定めていたところ、準拠する市の条例が廃止されたことにより、改めて市議会で条例を定めるものです。



今回の改正個人情報保護法では、市長部局の個人情報保護に関する規定は、国の改正個人情報保護法が適用され、その法律において条例で定める事項を議案第1号のみやま市個人情報の保護に関する法律施行条例に定めたことに対し、市議会の個人情報の取扱いについては、改正個人情報保護法の適用除外とされたことから、改めて国の法律に準拠した内容をこの条例に規定する必要があります。

条例の制定に当たっては、国の法律の規定内に「行政機関」とあるのを「議会」に、「行政機関の長」とあるのを「議長」に読み替えるなど条例で定める必要事項を規定いたしております。

また、開示請求の際の手数料等は、市長部局との均衡を図る必要があることから、同様の内容を定めております。

その他、個人情報の開示決定等に対する不服申立てについては、可決されました議案第2号のみやま市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問する規定を第4章に加えております。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、発議第1号は会議規則第37条第3項の規定よりまして、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めてまいります。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、発議第1号 みやま市議会の個人情報の保護に関する条例の制定につきましては、原案のとおり可決をされました。

#### 日程第34 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第34. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、目下、委員会におきまして調査中の事件について、会議規則第111条の規定によりまして、お手元に配付をいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りをいたします。

委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしておきたいと思っております。

ここでお諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条によりまして議長に委任いただきたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

以上をもちまして、これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年定例第1回市議会を閉会いたします。

午前11時29分 閉会

上記会議の次第は、椛嶋晋治の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利三

みやま市議会議員 前原 武美

みやま市議会議員 上津原 博